

広島市立リハビリテーション病院
デジタルX線透視撮影装置

技 術 仕 様 書

地方独立行政法人 広島市立病院機構

1. 調達物品の背景及び目的

現行のデジタルX線透視装置は、導入後 14 年が経過しメーカー保証の部品調達が困難な状況であるため、交換部品の無い箇所が故障した場合修理不能となる。

当院は、脳血管障害患者の割合が多く、摂食・嚥下障害を呈する患者が多いことから、デジタルX線透視装置で行っている嚥下造影検査は、病態把握・訓練プログラムの立案・食形態の決定において必須な検査である。

また、当院では摂取機能療法及び摂取支援加算（以下、「同加算等」という。）を嚥下造影検査により算定している。同加算等は、嚥下造影検査または嚥下内視鏡検査のどちらかを実施していることが条件となる。ただ、嚥下内視鏡検査では、嚥下の瞬間をとらえることができないため、当院では、患者の病態を正確に掴むことができる嚥下造影検査によることとしている。

なお、更新により修繕費等の支出もなくなるため、経費の削減にも繋がる。

2. 調達物品名および構成内訳

I-1) X線透視撮影装置

(構成内訳)

I-1-1)	X線透視撮影台	一式
I-1-2)	X線高電圧発生装置及びX線制御装置	一式
I-1-3)	X線管装置	一式
I-1-4)	X線可動絞り	一式
I-1-5)	X線検出器	一式
I-1-6)	画像処理装置	一式
I-1-7)	周辺及び付属品	一式

上記の他、搬入・据付・配管・配線・調整等を含む

II 性能、機能以外に関する技術的要件

II-1 搬入、据付、調整

II-2 製品保証

II-3 障害対応教育訓練体制等

II-4 教育訓練体制等

II-5 瑕疵担保及び保守等

3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満

たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立リハビリテーション病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定の対象から除外する。

4. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
- ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する注意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。
したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった文章のみで、その根拠となるデータ等を示さず具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。
- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。